税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

春号 第45号 (法人様向け)

2011年3月

ハイライト:

・平成23年度法人税制改正のポイントを解説します

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶

平成23年度税制改正 のポイント

ご挨拶

暖かさが感じられ、桜の開花が待ち遠しい季節となりました。第45号では、平成23年度税制改正のポイントについて取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠 慮なくお問い合わせ下さい。

> 公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦 公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



平成23年度税制改正では、各種制度の見直しが行われました。法人税の税率は引き下げられますが、 他の項目では増税方向の内容が盛り込まれています。以下企業等に影響が大きい内容を紹介します。

法人税率引下げ (^_^)

| | | 現 行 | 平成23.4.1以後 開始事業年度 |
|---------------------|----------|----------------|----------------------|
| 普通法人・人格のない社団等 | | 30% | 25.5% |
| 中小法人等又は 人格のない社団等 | 年800万円以下 | 22% (18%) 1 | 19% (15%) 2 |
| | 年800万円超 | 30% | 25.5% |
| 公益法人、協同組合等 | 年800万円以下 | 18% | 15% |
| | 年800万円超 | 22% | 19% |

1は、租税特別措置法により**平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度**に適用。中小法人、公益法人、協同組合等の平成23年4月1日前に開始し、かつ同日以降に終了する事業年度については、経過措置として 1の税率が適用されます。

2は、租税特別措置法により平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用。

減価償却制度の見直し(> <)

定率法の償却率が縮減され(定額法の2.5倍から2倍へ)、**減価償却費の計上が抑制されます**。 (例)耐用年数5年の備品1,000の年間償却費

旧定率法(平成19年度税制改正前):1,000×0.369 = 369

 $1,000 \times 0.369 = 369$ $1.000 \times 0.5 = 500$ 改正後の減価償却費は、ほぼ旧定率法

改正前:1,000 x 0.5= 500改正後:1,000 x 0.4= 400

時の金額と同程度となります。

適用開始時期は、**平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産**からとなります。また、この改正では経過措置が設けられています。

平成23年4月1日前に開始し、同日以後に終了する事業年度の場合は、改正前の 償却率をそのまま使用して償却計算することが可能。

現行の償却率により定率法を採用している減価償却資産について、<u>平成23年4</u>月1日以後最初に終了する事業年度の申告期限までに届出を行うことにより、改正後の償却率に変更した場合でも当初の耐用年数で償却を終了することが可能。



欠損金の繰越控除の見直し (>_<)

(1)青色申告法人の欠損金の繰越控除制度で、繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得金額の 80%相当額が限度額となります。適用開始時期は、<u>平成23年4月1日以後開始事業年度</u>からとなります。

中小法人等は現行通り全額控除が可能。

(2)青色欠損金の繰越期間が7年から**9年**へ延長となります。ただし、欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存が適用要件となります。

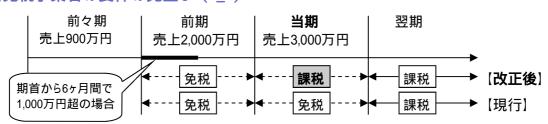
平成20年4月1日以後終了事業年度で生じた欠損金額から対象となります。

雇用促進税制の創設 (^ ^)

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、青色申告法人が公共職業安定所長に雇用促進計画を提出し、従業員を増加した場合に、その増加した人数に応じて税額控除できる制度が創設されます(ただし、一定の上限額有り)。

消費税制

(1)免税事業者の要件の見直し (> <)



現行では、当期の免税事業者の判定は、前々事業年度の課税売上高により行いますが、今回の改正では、この免税事業者の要件の見直しが行われました。 **平成24年10月1日以降に開始する事業年度**からの適用開始となります。

法人のその事業年度の開始の日から6ヶ月間(個人は、1月1日から6月30日まで)の課税売上高が1,000

万円を越えるときは、翌事業年度から課税事業者となります。なお、課税 売上高の金額に代えて、届出をすることにより所得税法に規定する給与 等の支払金額を用いることができます。

(2)仕入税額控除制度の見直し (>_<)

課税売上割合が95%以上の場合には、課税仕入れ等の税額の全額を 仕入税額控除できますが、今回の改正でその課税期間の課税売上高が5 億円以下の事業者に限定する制度へと変更になります。適用開始時期 は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間からとなります。

*記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ピル

電話 048-816-6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい。リニューアルいたしました! http://homepage2.nifty.com/my-naka/